

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
http://www.rikkyo.ne.jp/grp/ribls/

第 8 号

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第9回 法務研究科特別セミナー「スポーツ紛争の解決と予防」

第2回 スポーツ仲裁シンポジウム

文部科学省法科大学院形成支援プログラム — 仲裁・ADR・交渉の研究と実践 —

■第1セッション「アンチ・ドーピングの現在」／パネリスト

長崎 宏子(モスクワ・ロサンゼルス・ソウルオリンピック日本代表)
 為末 大(シドニー・アテネオリンピック日本代表)
 浅川 伸(財)日本アンチ・ドーピング機構事務局次長
 川原 貴(国立スポーツ科学センタースポーツ医学研究部部长)
 小幡 純子(上智大学教授)
 安松 幹展(立教大学助教授)

■日時／場所

日時：2005年11月26日(土)
 13:00～17:00(12:30開場)
 場所：上智大学 10号館講堂
 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
 JR中央線 東京メトロ丸ノ内線・南北線
 四ツ谷駅 徒歩5分

■第2セッション「スポーツ団体のガバナンス」／パネリスト

荻原 健司(参議院議員、アルベールビル・リレハンメルオリンピック金メダリスト)
 早田 卓次(財)日本体操協会副会長、東京・メキシコオリンピック金メダリスト)
 鈴木 守(上智大学教授)
 松尾 哲矢(立教大学教授)
 早川 吉尚(立教大学教授)



スポーツ仲裁シンポジウムの目的と意義

2005年11月26日(土)13:00から上智大学10号館講堂において、スポーツ仲裁シンポジウムが開催された。法務研究科特別セミナーも兼ねる同シンポジウムは、スポーツ界で発生する紛争を仲裁という手段によって適正・公平・迅速に解決することによって、理不尽な扱いを受けた側に救済を与えるとともに、紛争予防のためにスポーツ界で妥当すべきルールのあり方を示し、そのよ



うな活動を通じて、スポーツを明るくしていくことを目的として、(財)日本オリンピック委員会、(財)日本体育協会、(財)日本障害者スポーツ協会が中心となって2003年に設立された日本スポーツ仲裁機構(Japan Sports Arbitration Agency, JSAA)の活動及びスポーツ関連紛争の解決と予防の重要性についてアスリートを初め広く一般の方々に周知すべく開催されたものである。

同シンポジウムは昨年度に続き開催されたもので、第2回目となる今回は、「アンチ・ドーピングの現在」、「スポーツ団体のガバナンス」という題目でパネルディスカッションが行われた。以上の二つのテーマが選択された背景には、スポーツ関連紛争の多くが、ドーピング及び競技者とスポーツ団体との間のトラブルに起因するものであるといったことがある。

シンポジウム当日は土曜日であるにもかかわらず200名弱の聴衆を得た。滝澤正氏(上智大学法科大学院長)の開会の辞を皮切りに、道垣内正人氏(日本スポーツ仲裁機構機構長、早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士)によるJSAA設立の経緯・意義及びJSAAにおける仲裁手続についての説明の後に以下のような内容でパネルディスカッションが行われた。

第1部 アンチ・ドーピングの現在



第1部は、小幡純子氏(上智大学法科大学院教授)が司会を務めた。パネルディスカッションに先立ち、浅川伸氏((財)日本アンチ・ドーピング機構事務局次長)及び、安松幹展氏(立教大学社会学部助教授)よりブレンストーミングとしてプレゼンテーションが行われた。浅川氏からは、①ドーピング問題に対応するための国際的な組織である世界アンチ・ドーピング機構(World Anti-Doping Agency, WADA)やユネスコなどによるドーピング問題への取り組み、② WADAが行ったドーピング検査の結果1.67%という確率でドーピングが疑われる結果が出ており、国際的にはスポーツ界にドーピングがかなりのインパクトを持って存在していること、③わが国の現状について、検査結果に陽性例は少ないものの日本アンチ・ドーピング機構に大きな財政的後ろ盾がないために、ドーピング教育も低調なことに加え、ドーピング検査数が諸外国と比した場合少ない現状があり、そのためにわが国のアスリート達は国際的にドーピングについてグレーな国から派遣されているという目で見られている可能性があることが報告された。そして、アンチ・ドーピング活動の真の目的は、スポーツという世界共通の財産でもある素晴らしい文化の価値を崩壊させないためであり、クリーンアスリートに対して正当な評価がされる環境を保証することであると述べられた。

安松氏からは、米国のとある高校生がドーピングをしてしまったことに起因して発生した悲劇的な事例について説明がなされ、小中高等学校などのような基礎的な教育機関におけるドーピング教育の重要性について指摘がなされた。

つづいて、長崎宏子氏(競泳平泳ぎ、モスクワ・ロサンゼルス・ソウルオリンピック日本代表)、為末大氏(陸上400mハードル、シドニー・アテネオリンピック日本代表)からは、自身のドーピング検査経験、ドーピング問題に対する意識などについて意見を述べていただいた。

長崎氏は、「大人になって人の親になって、多くの若いアスリート達を応援する立場になると非常に重要な問題であると理解できるようになったが、モスクワの代表の時は12歳、最後のソウルの代表の時に20歳であったので、まさにティーンエイジャーの時、ドーピング検査を何度も行い非常に苦い思い出もあるが、

当時は薬に関する知識もまだ全くなかったため、ナショナルチームのメンバーとして合宿などに参加したときにはチームドクターが処方する薬をなんの疑いも持つことなく飲み、今考えるととてもリスクな選手だったのではないかと思う」と自身の現役時代を振り返り話された。

為末氏は、シンポジウム参加中唯一の現役アスリートの視点から、「①ドーピング検査を幾度と行ううちに、ドーピングは良くないことなのだというのと検査のやり方も段々と知っていったわけだが、正直なところ今までドーピングがなぜいけないのかという説明を受けることは少なかったこと、②日本の競技者はわが国のスポーツの本を見れば分かるように技術重視主義であり、どの筋肉を動かせばより早く走ることができるのかという生理学

的知見により重点を置くような海外とは異なっており、この点に今まで日本の選手にドーピングが少ない理由があるのではないか」ということを述べられた。

さらに、スポーツドクターである川原貴氏(国立スポーツ科学センター統括研究部長)からは、「ドーピングが規制される理由は、①ドーピングをしたものの健康を害する、②薬を利用しないでいるクリーンなアスリートの権利を侵害するものであること、③ドーピングで利用される薬は、その多くが医師の処方が必要とするものであるため、治療目的外に利用することは法的な問題があること、④トップレベルの競技者の行為は青少年に非常に大きな影響を与えるため、トップアスリートがドーピングを公然と行い競技で勝つような状態があれば、それは青少年にもドーピングが蔓延することにつながるという点にある。実際問題として、欧米における中高生を対象としたアンケートでは数%から十数%がステロイドなどの筋肉増強作用がある薬を利用したことがあるという衝撃的な結果が出ている」ということ等が述べられた。

各パネリストのコメントが一巡した段階で、司会の小幡氏より、為末・長崎両氏に、選手のドーピングに対する意識について質問がなされた。これに対し為末氏からは、「日本の選手のイメージはドーピングに対してクリーンで無知というのが一番ぴったりくるが、しかし、意識は少し低いのではないか」というコメントがあった。他方、長崎氏からは、「私たちの時代は、国内ではほとんど検査はなく、オリンピック代表に選出された際のメディカルチェックの際にドーピング検査を受けるのみであって今とは時代が違う」とのコメントがあった。このような状況の変化に対して、川原氏からは、「日本でオリンピック種目の選手に陽性例がなぜ無かったかという、一つには、プロ化とか商業化があまり進んでいなかったことから日本はオリンピック種目で勝っても余りお金にならなかったという経済的な理由と、もう一つは医学と選手・現場との距離があったと言うことがあったのではないかと思う。ところが、プロ化・商業化が進み金銭にかなり結びつくようになる一方で、いろんな医科学の知識や薬自体も簡単に手に入れることができるようになると、ドーピング検査をきちんとやらないと蔓延する危険性があるのではないかと思う」とのコメントがなされた。

第2部 スポーツ団体のガバナンス



第2部は早川吉尚氏(立教大学大学院法務研究科・法学部教授)が司会を務めた。

本セッションの目的は以下のようなところにあった。すなわち、今までJSAAが下した仲裁判断を振り返ると、紛争発生の要因はもしかするとスポーツ団体のガバナンスにあるのではという疑念が生じる。そこで、法学的な観点からスポーツ紛争の発生原因についてある種極端な

仮説を提示し、スポーツ界に詳しい方々からこの極端な意見に対する反論あるいは同意を頂く事を通じてその中で浮かび上がってくるもの、すなわち、わが国のスポーツ界において何か改善すべき点があるとすれば、それは何なのかをつかみ取りたいという野心的なものである。

ディスカッションに先立ち、上記の議論の前提として早川氏より、「JSAAで下された6件の仲裁判断例の概要が説明され、これまで仲裁判断が6件積み重なることによって、日本において、スポーツ団体がなした決定について覆される場合というものほどのような場合かについて一応4つの基準というものが確立している。それは、① 競技団体の決定がその決定した規則に違反している場合、② 規則には違反していないが、著しく合理性を欠く場合、③ 決定にいたる手続に瑕疵がある場合、④ 競技団体の設定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合とすること、この4つである」ことが述べられた。続いて、「法学的な観点から見た極端な意見」として、次のような仮説が示された。

すなわち、日本のスポーツ界における縦社会の伝統、財源の圧倒的な不足、アスリート個々の意識などが理由となって、①「スポーツ団体はアスリートに対して情報提供をすることを、あるいは決定手続の透明性・合理性について意識することが少し不足しているのではないか」、②「日本代表選手を選考することは実は非常に重要な問題で公益性が高い話であるのに、そのことに対する意識が不足しているのではないか」というものである。



早川氏からの報告後、各パネリストからコメントがなされた。

荻原健司氏(参議院議員、アルペールビル・リレハンメルオリンピック金メダリスト)からは、「先ほどの仮説の中で、日本特有の縦社会って言うのは、まあやはりあるのだろうと言うふうに思うし、そのようなことがきちんと整理されていかないと、多分、JSAAの仕事も増加してしまうのではないかと」というコメントや、「本来であればJSAAは開店休業みたいな形が良いが、そうなるにはもう少し時間がかかるのではないかと、選手の色々な意味での意識

の高まりを初めとする社会の流れの変化の中でスポーツ団体が追いついていないというのが現状と思う」というコメントがなされた。

早田卓次氏((財)日本体操協会副会長、東京・メキシコオリンピック金メダリスト)からは、「競技から引退をした後は、協会役員として色々な事を手助けしたが、選手選考などは採点競技であるため、採点規則は冊子にされて選手も役員も審判も全員が理解しているはずなのですが、やはりなかなか難しい。しかしながら、基本的なことではあるけれども紛争の予防にはルールをしっかり把握すると言うことが非常に重要なのではないかと」というコメントがなされた。

また、「諸外国ではスポーツの地位というのはかなり高いところにあり国が積極的にスポーツ担当大臣をおくなどしている。もっと日本は、スポーツ地位の向上を真剣に考えなければいけないと思う」とのコメントがなされた。



鈴木守氏(上智大学文学部教授)からは、まず、「我が国の競技スポーツ体制というのは、学校と企業の運動部に基盤を持ち存在してきた。そのため選手には興味を示す一方、愛好者にはあまり興味を示さず、ましてやそれを組織化するという様な、経営的な努力は今までなかった。すなわち、多くの人は入会・脱会したという意識がほとんど無いままに競技団体を通過している」との指摘がなされた。その上で、「スポーツ団体のガバナンスというのも、スポーツの文化的発展の一翼を担うものとして考えられるべきであり、現在のスポーツは、高度化という方向と、誰でも参加できるという大衆化という方向に2分化されている状況であるが、他方で政治的・コマーシャル的な力もスポーツの中に入って来ているのが現状であって、そういうものからの競技者保護あるいは愛好者の権利擁護をする立場に立って組織としての自立性を確立する必要がスポーツ団体にはあると非常に強く感じている」とのコメントがなされた。

松尾哲矢氏(立教大学コミュニティ福祉学部教授)からは、日本のスポーツ界の現状について、学校スポーツ、企業スポーツ、NPO、地域型スポーツクラブなどの活動についての状況報告が行われたほか、選手の選考・評価に関する問題には、「スポーツ界の構造的な問題が非常に深く絡んでいるように思われ、そういった意味ではこのガバナンスの問題をしっかりとらえていくことは、とても重要だと思う。この問題の解決の糸口はスポーツの自律性をどこまで高められるかという点にあるような気がする。地域型スポーツクラブや株式会社によるスポーツクラブの運営の様な新しい動きも出て来ているが、そのことによって既存の団体とのガバナンス関係というものも非常に難しくなっているような部分があるように思われる」とのコメントがなされた。

閉会の辞

道垣内氏より閉会の辞として、「あまり法律家が前面に出ると誰も幸せにはならないわけで、控えめであるべきと思うが、しかし嫌われるから手をつっ込まないというわけにもいかない。スポーツ界でも法律家の役割というものはあると思う。もちろん紛争があればJSAAが扱うが、スポーツ法という分野について関心を持

っている法律の専門家も増えてきており、日本スポーツ法学会という学会もあり、毎年学会を開き雑誌も出している。そのような状況も踏まえ、法律家がスポーツ界に対し、どのように関わっていきけるかと言うことを今後さらに考えていきたいと考えている」とのコメントが寄せられた。

■プログラム

- 13:00～13:10 開会の辞
上智大学法科大学院長 滝澤 正
- 13:10～13:30 「スポーツ仲裁機構とは」
日本スポーツ仲裁機構 機構長 道垣内 正人
- 13:30～15:00 「アンチ・ドーピングの現在」
- 15:20～16:50 「スポーツ団体のガバナンス」
- 16:50～17:00 閉会の辞
日本スポーツ仲裁機構 機構長 道垣内 正人

■主催

上智大学法科大学院

■協力

日本スポーツ仲裁機構
立教大学ビジネスロー研究所
立教大学ウエルネス研究所

■後援

財団法人 日本オリンピック委員会
財団法人 日本体育協会
財団法人 日本障害者スポーツ協会
財団法人 日本アンチ・ドーピング機構
日本オリンピック協会
日本スポーツ法学会

お知らせ

第11回法務研究科特別セミナー「日本法の透明化～外から日本法はどうみえているか」が開催されます。

日時：3月3日(金)9:00～18:00

場所：京王プラザホテル47階あけぼの

対象：法務研究科院生(教職員及び他の大学院院生・学部学生についても参加可能です。詳しくは、haya@rikkyo.ac.jpまでお問い合わせください。)

立教大学ビジネスロー研究所 所員(ABC順)

所長	角 紀代恵(法学部教授、民法)	小林	憲太郎(法学部助教授、刑法)
所員	浅妻 章如(法学部専任講師、租税法)	松井	秀征(法務研究科・法学部助教授、商法)
	淡路 剛久(法務研究科教授、民法)	野澤	正充(法務研究科教授、民法)
	舟田 正之(法学部教授、経済法)	奥野	寿(法学部専任講師、労働法)
	濱野 亮(法学部教授、法社会学)	坂本	雅士(経済学部助教授、税務会計)
	橋本 博之(法務研究科教授、行政法)	高橋	美加(法学部助教授、商法)
	早川 吉尚(法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭	将之(法学部専任講師、英米法)
	石川 淳(社会学部助教授、労務管理)	東條	吉純(法学部教授、国際経済法)
	伊沢 和平(法学部教授、商法)	上野	達弘(法学部助教授、知的財産法)

編集後記

このニュースレターが発行される頃にはトリノオリンピックがクライマックスを迎えていることでしょう。スポーツ仲裁シンポジウムに関する本号の特集が時宜に即したものであることを祈ります。(U)

立教大学ビジネスロー研究所 News Letter RIBLS vol.8 2006年3月1日発行

■発行責任者/角紀代恵 ■編集担当者/上野達弘 奥野寿 ■制作・印刷/飛来社